

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 交付申請書兼請求書

江戸川区長 殿

申請日は6月1日以降の日付をご記入ください

令和 7 年 6 月 1 日

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金の交付を受けたいので、誓約・同意事項に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

1 申請者

所在地（住所） 法人：本店所在地 個人：住民登録地	〒 132-8501 江戸川区中央1-4-1	代表電話（5662）1151
フリガナ		
法人名・代表者名 ※法人の場合		
フリガナ	エトガワ タロウ	
氏 名 ※個人事業主の場合	江戸川 太郎	
年間売上高	10,000,000 円 【対象期間】 令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月 (上記のうち交付対象事業の年間売上高 10,000,000 円)	
担当部署 ※法人の場合	電話番号	()
農地所在地 ※農業者の場合	江戸川区 (☐ 所有地 ・ ☐ 借地 ※貸主名)	

2 支援金交付申請内容

交付対象事業者 【 】は交付対象事業	該当区分 1 か所に ☒	交付要件 ※税抜	申請額	該当区分 1 か所に ☒
トラック運送事業者 【一般貨物自動車運送事業】	☐	年間売上高 150,000 千円未満	50 千円	☒
軽貨物運送事業者 【貨物軽自動車運送事業】	☒	年間売上高 150,000 千円～ 300,000 千円未満	100 千円	☐
		年間売上高 300,000 千円以上	200 千円	☐
タクシー・介護タクシー事業者 【一般乗用旅客自動車運送事業 ・同 福祉輸送限定】	☐	年間売上高 30,000 千円未満	50 千円	☐
貸切バス事業者 【一般貸切旅客自動車運送事業】	☐	年間売上高 30,000 千円～ 150,000 千円未満	100 千円	☐
		年間売上高 150,000 千円以上	200 千円	☐
農業者・淡水魚養殖事業者	☐	年間売上高 5,000 千円未満	50 千円	☐
屋形船事業者【旅客不定期航路事業】 釣り船（遊漁船）事業者【遊漁船業】	☐	年間売上高 5,000 千円～ 10,000 千円未満	100 千円	☐
		年間売上高 10,000 千円以上	200 千円	☐

3 振込先

(注) 申請者名義の口座を記載

金融機関コード					-					預金種別	①普通	2当座	4貯蓄			
金融機関名 支店名	江戸川		銀行 信用金庫 信用組合		中央支		店		口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	エドガワ タロウ															
口座名義	江戸川 太郎															

(注) ゆうちょ銀行の場合、口座番号は「番号」の最後の「1」は記載不要

4 誓約・同意事項（本項目は申請により誓約・同意したものととして取り扱います。）

- 1) 交付要領の内容を確認したうえで申請しています。
- 2) 申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
- 3) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者に該当します。
- 4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、現在かつ将来にわたって暴力団等（江戸川区暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者ではありません。
- 5) 江戸川区が必要な住民基本台帳情報、農家台帳、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 6) 江戸川区から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7) 申請書及び添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合、江戸川区補助金等交付規則に即して、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。

5 添付書類（申請書とともに以下の書類をご提出ください）

- ☒ 支援金の振込先口座の通帳の写し
- ☒ 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は運転免許証、又は保険証の写し）
- ☐ 事業の許可等を受けたことを証する書類の写し（除：農業者・淡水魚養殖事業者）
※令和 6 年度に交付を受けた事業者のみ省略可。省略する場合は以下□にチェック（レ）してください。
☒ 事業の許可等を受けたことを証する書類の写し提出を省略します。
- ☒ 確定申告関係書類の写し
※税務署への確定申告日を右に記入してください（確定申告日： 令和7 年 2 月 17 日）
※以下の各提出書類の□にもチェック（レ）してください。

分野	提出書類
ア 法人	☐ (ア) 確定申告書別表一の控え ※e-Tax の場合、e-Tax の受付日時・受付番号が記載されていること ※上記押印・記載のない場合、交付要領に記載の資料を添付すること
	☐ (イ) 法人事業概況説明書の控え（2 ページ（両面））
	☐ (ウ) 事業概況報告書の控え（※トラック運送事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者のみ）
	☐ (エ) 損益明細表の控え（※トラック運送事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者のみ）
	☐ (オ) 上記（ア）～（エ）で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等
イ 個人	☒ (ア) 確定申告書（第一表・第二表）の控え（2 ページ（両面）） ※e-Tax の場合、e-Tax の受付日時・受付番号が記載されていること ※上記押印・記載のない場合、交付要領に記載の資料を添付すること
	☒ (イ) 所得税青色申告決算書の控え又は白色申告収支内訳書の控え（2 ページ）
	☐ (ウ) 上記（ア）（イ）で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、当該売上高が分かる書類 【例】決算書・売上台帳等